

基本施策（案）	個別施策（案）	担当課	事業名	事業内容	事業数
1-(1)多様な交流・参加と居場所づくり	①人と人、人と地域がつながる多様な機会の提供	危機管理室	防災フェア①	防災関係機関、災害協定団体による活動や取組の紹介、防災資機材の展示、各種体験コーナーを通じ、防災意識の高揚を図る。なお、令和4年度より、事業名称を防災訓練から防災フェアに改めた。	14
		公民館	クラブ連絡会育成事業①	地域のイベントに参加 公民館まつり 納涼の夕べ	
		公民館	公民館主催事業	各種講座（高齢者、成人、青少年等）を実施	
		こども政策課	子ども食堂の運営支援（居場所機能）	地域における子どもの居場所として、こども食堂の安定的な運営に向け、食材費等の経費の補助や、社会福祉協議会等と連携しながら、各団体の情報交換や新規開設相談、ボランティアの育成に取り組む。	
		こども政策課	地域子育て支援センター事業①	子育てに悩みを持つ保護者及び幼児の友達づくりに、遊びの教室を開催したり、園庭開放や子育ての相談指導等を通じて、育児支援を行うもの。	
		こども政策課	つどいの広場事業①	親子で集える場を提供し、保護者及び幼児の友達作りや子育ての相談、情報提供を行っている。また、子育て講座や年齢別の講座を定期的に実施している。	
		こども政策課	地域活動事業	保育園で、地域の子どもやお年寄りなどを招いての敬老会やクリスマス会を実施したり、園庭開放や子育て講座、子育て相談を実施するもの。	
		こども政策課	子育て支援ネットワーク事業①	市立保育所のうち地域の子育て支援のブロック拠点4園を中心に家庭訪問や園庭開放などの事業を展開する。また、関係機関とのネットワークを構築し、地域の子育て支援の連携を図る。	
		児童館	乳幼児クラブ事業	就学前の乳幼児と保護者が一緒に楽しみ学べるレクリエーションを実施。他のこどもや保護者と交流し、子育て情報を得ることができる安心安全な居場所づくりを目的としている。	
		高齢介護課	街かどデイハウス事業	高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、社会的孤立感の解消、自立生活の助長、要介護状態への進行を予防するために通所する。また、社会参加や社会通店が困難な高齢者等を訪問により安否確認や日常生活上の助言等を行う。	
		生涯学習課	野外活動振興事業①	青少年に対し、集団生活を通じて生活指導並びに野外活動を行い、心身ともに健全な青少年を育成する。	
		学校給食課	みなよる学校給食体験会	各小学校区の地域総合拠点「みなよる」で、小学生と同じように配膳下膳を行い給食を食べて体験してもらい、地域の方々の学校給食への理解や交流を促進する。	
		商工観光課	商工祭	地域事業者による特産品の販売やPR活動を通じ、消費者とのふれあいの場をつくる	
		人権・市民協働課	LGBTQコミュニティスペース「にじいろブーケ」①	性的マイノリティ当事者やその家族、支援者が安心して悩みや思いを共有できる居場所として定期的に開催する。	
1-(1)多様な交流・参加と居場所づくり	②地域活動の促進と活動拠点の提供	教育総務課	余裕教室利用	学校・地域・家庭・行政の協働をさらに進めるための「地域の総合拠点」として、余裕教室等をはじめ学校施設の有効活用を行う。	9
		公民館	公民館施設管理事業	施設・備品の改修及び更新	
		金剛地区再生室	金剛地区再生指針推進事業①	金剛地区をフィールドとした住民主体のまちづくり活動（居場所づくり、賑わいづくり、公園の魅力化等）の支援を実施するとともに、UR都市機構と共同設置している「ooKONROOM」を活用したイベントや講座を実施しながらまちづくり活動に取り組むプレイヤーの発掘・確保に努め、持続的なまちづくりが行えるよう支援している。	
		生涯学習課	子ども会育成連絡協議会活動（青少年対策管理事務）	市子ども会育成連絡協議会主催「チャレンジクラブ」を実施し、こども達の自主性を引き出すとともに協調性を養い、こども会や野外活動で活躍できるこどもを育成する。	
		人権・市民協働課（多文化共生・人権プラザ）	貸館事業	地域に開かれたコミュニティセンターとして、利用の向上を図る。	
		道路公園課	公園整備事業（児童遊園）	地元要望等により公園施設を整備している。	
		人権・市民協働課	元気なまちづくりモデル事業補助金①	地域住民の絆を深め、地域課題の解決及び地域の活性化に資するモデル事業に対し補助金を交付する。	
		人権・市民協働課	子どもモザイクキャンプ	多文化共生推進事業として年1回実施。1泊キャンプを通じて外国にルーツを持つ子どもと日本の子どもとの相互交流を図り、仲間作りとエンパワメントを目指す。	
		人権・市民協働課	住民活動災害保障保険	住民団体による住民活動中に事故が発生した場合、責任者の賠償責任や入院・通院などの費用を保険で補填し、住民活動の促進と社会福祉の向上に資する。	
1-(1)多様な交流・参加と居場所づくり	③コミュニケーション支援と多文化共生の推進	教育指導室	支援教育推進事業	聞こえに困難を抱える児童生徒の学習環境を保障する、補聴援助システムの導入	5
		障がい福祉課	手話通訳者及び要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者、音声又は言語機能障がい者と健聴者との意思の疎通を円滑にするため必要に応じ手話通訳者、要約筆記者を派遣することにより聴覚障がい者等の福祉の増進を図る。	
		障がい福祉課	意思疎通支援事業	手話通訳オペレーターを介して、市に電話で問い合わせができるサービス（手話リンク）の導入	
		人権・市民協働課	外国人市民相談窓口（国際化施策推進事業）	本市に在住する外国人市民が、在留手続き、雇用、医療、福祉、出産、子育て、子どもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口を設置することで外国人市民が本市で安心して暮らせる環境を整備し、多文化共生社会の実現を推進する	
		人権・市民協働課	「にほんごよみかき教室」（多文化共生推進事業）	日本語の習得を希望する外国人市民のための学習と交流の場として実施。令和8年度からは、土曜日教室をあらたに開設。	

基本施策（案）	個別施策（案）	担当課	事業名	事業内容	事業数
1-(2) 日常の見守り・ 支え合いと孤独・孤 立予防	①支え合い・助け合 い活動への参加促進	こども政策課	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助をしてほしい人と援助したい人が、お互いに助け合う子育てネットワーク。	5
		増進型地域福祉課	市民後見人養成事業①	市民後見人の養成及び受任調整、受任後の活動支援等を行い、市民後見制度を推進することにより、成年後見制度の利用促進を図る。	
		高齢介護課	認知症サポーター養成講座①	認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族をあたかく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人の育成	
		健康づくり推進課	自殺対策（ゲートキーパー養成講座）	いのちを支える人材を育成するためのゲートキーパー養成講座を年8回開催	
		人権・市民協働課 （多文化共生・人権 プラザ）	男女共同参画センターグループ連絡会	男女共同参画センター連絡会運営委員会で企画した研修会を広く市民に呼びかけ実施	
1-(2) 日常の見守り・ 支え合いと孤独・孤 立予防	②孤独・孤立を生ま ない支援体制の充実	高齢介護課	認知症高齢者見守り事業（徘徊高齢者 SOSネットワーク）	認知症の高齢者等が行方不明になった際、早期発見できるネットワークの整備とGPS発信機の貸与、みまもりあいステッカーとみまもりあいアプリの活用により行方不明高齢者等の捜索を迅速に行う。 認知症に関する普及啓発、介護家族支援を行うことにより、認知症高齢者の在宅生活の継続支援を行う。	6
		高齢介護課	高齢者見守り訪問支援事業	高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、社会的孤立感の解消、自立生活の助長、要介護状態への進行を予防するために通所する。また、社会参加や社会適応が困難な高齢者等を訪問により安否確認や日常生活上の助言等を行う。	
		高齢介護課	配食サービス事業	在宅の高齢者等に対し、配食サービスを行うことにより、高齢者等の健康の維持、疾病の予防及び自立生活の質の確保を図るとともに、配食時に安否確認を行い、高齢者等が地域で安心して生活が営めるよう支援する。	
		生涯学習課	青少年指導員による青少年健全育成 （青少年対策管理事務）	青少年指導員による青少年への「愛の一声」（非行防止等啓発活動）	
		こども政策課	見守りおむつ定期便事業	0歳児を対象に、子育て用品（おむつ等）を宅配するとともに、乳児の状況確認や保護者等との相談支援、行政サービスの情報提供等を実施	
		増進型地域福祉課	官民連携による安否確認	民生委員・児童委員による地域の見守りのほか、新聞販売所や郵便局等の民間事業者と見守りに関する協定を締結し、地域における見守りの目を増やし、異変に気づき、支援機関へつなぐ。	
		増進型地域福祉課	増進型地域福祉プラットフォームの設 置①	行政、NPO法人、社会福祉法人、市民団体、民間企業等による官民連携の基盤となるプラットフォームを設置し、孤独・孤立や複合的な課題を抱える潜在的な対象者の気づき、支援機関へのつなぎ、孤独・孤立対策に関する機運醸成を図るための啓発活動、見守り・交流の場や居場所の確保など、人と人、人と地域の多様なつながりを創出する。	
1-(2) 日常の見守り・ 支え合いと孤独・孤 立予防	③地域と行政をつな ぐしくみの構築	金剛地区再生室	金剛地区再生指針推進事業（金剛地 区まちづくり会議）	住民主体の取組を実践する地区住民の交流等の場として、行政と市民の協働により、金剛地区まちづくり会議を開催した。	8
		生涯学習課	若者施策推進事業（若者会議）	富田林に関わりのある若者を「富田林市若者会議」の委員として委嘱し、富田林に必要な施策や取り組みなど、まちづくり全般に関する事項について検討・協議し、市に報告する。	
		人権・市民協働課 （多文化共生・人 権プラザ）	人権セミナー①	人権・多文化共生等を主題に、市民と職員が同じテーブルで学びあう等で市民と共通の課題意識を持ち、市民及び職員の人権意識の向上を目指す。	
		増進型地域福祉課	校区担当職員事業	地域福祉計画の基本理念である増進型地域福祉を推進するために、令和2年7月から開始した校区担当職員事業において、16小学校区毎に行われる校区交流会議に校区担当職員が参加（1班3人体制で8班編成）し、校区プログラムの企画・実践の支援等を行う。	
		増進型地域福祉課	民生委員等事務①	民生委員児童委員協議会・保護司会に対して、団体活動を充実させるための支援を行うことで、地域福祉の推進を図る。	
		人権・市民協働課	町総代会関係事務①	行政と町会・自治会等の連携を緊密にすることで市政の円滑な推進と福祉の増進、生活環境の向上を図る。	
		増進型地域福祉課	増進型地域福祉プラットフォームの設 置②	行政、NPO法人、社会福祉法人、市民団体、民間企業等による官民連携の基盤となるプラットフォームを設置し、孤独・孤立や複合的な課題を抱える潜在的な対象者の気づき、支援機関へのつなぎ、孤独・孤立対策に関する機運醸成を図るための啓発活動、見守り・交流の場や居場所の確保など、人と人、人と地域の多様なつながりを創出する。	
		人権・市民協働課	外国人市民会議	国籍や民族にかかわらず誰もが住みやすいまちをめざして、外国人市民の意見を反映したまちづくりを進める。	

基本施策（案）	個別施策（案）	担当課	事業名	事業内容	事業数
2-(1)地域福祉への関心と参加の裾野を広げる	①地域を愛する心を育む機会の充実	公民館	クラブ連絡会育成事業②	クラブ体験月間 こどもクラブ体験教室	8
		金剛地区再生室	金剛地区再生指針推進事業③	金剛地区をフィールドとした住民主体のまちづくり活動(居場所づくり、賑わいづくり、公園の魅力化等)の支援を実施するとともに、UR都市機構と共同設置している「∞KONROOM」を活用したイベントや講座を実施しながらまちづくり活動に取り組むプレイヤーの発掘・確保に努め、持続的なまちづくりが行えるよう支援している。	
		生涯学習課	出前講座	市民が、「知りたい」「聞きたい」市の事業や制度を「出前講座メニュー」から選び、市の職員が出向いてお話しする。	
		道路公園課	市道アドプト・ロード事業	富田林市が管理する道路等の一定区間において、地元自治会や企業等の団体が自主的に清掃等の美化活動を行うもの。市は活動団体に、看板の設置、保険の加入、清掃ゴミの回収、備品の支給などを行っている。	
		環境衛生課	石川をうつくする市民運動事業	3月第1日曜日に石川河川敷及びその支流の河川清掃を実施	
		文化財課	歴史資料保存活用事業	市民の文化財保護意識を高めるため、埋蔵文化財や古文書、民俗資料資料等の歴史資料の整理・保存及び活用を図り、文化財の普及啓発に努める。	
		文化財課	じないまち関連事業	富田林市内町や周辺に位置する文化財施設(旧杉山家住宅、寺内町センター、じないまち交流館、じないまち展望広場、旧田中家住宅)の特色を最大限に生かしながら、一体的に維持管理、運営することで、富田林寺内町が多くの人で賑わい、交流が生まれる機会を創出する。	
2-(1)地域福祉への関心と参加の裾野を広げる	②さまざまな学習機会の提供	教育指導室	地域による学校教育支援事業	各中学校区において、地域の方を中心に学校支援ボランティアを組織し、学校教育に関わるより多くの、かつ多様な支援活動を行う事業	4
		高齢介護課	介護予防サポーター養成講座①	集会所等で住民が自主的・継続的に開催する地域介護予防普及教室「笑顔はつらつ教室」に向き、運動・口腔・栄養等の介護予防の知識とその方法を参加者に伝える市民による有償ボランティアを養成する。	
		高齢介護課	認知症サポーター養成講座②	認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族をあたかく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人の育成	
		人権・市民協働課	平和を考える戦争展	戦争展において平和記念講演会を毎年開催し、地域の戦争体験者による講演と参加者との交流を図る。	
2-(2)地域活動者・団体等の持続可能な活動支援	①ボランティア・NPO等の活動支援	図書館(金剛)	①音訳ボランティア養成講習会(実践編 全6回) ②子育て支援と子ども読書推進事業「子どもの心を育てる、絵本とおはなし」(全5回)	①音声訳技術を修得し、障がい者への録音図書(デジ図書)の作製や対面朗読を行うボランティア養成を目的とした講習会を行い、ボランティアの育成に努めている。 ②子どもに関わる大人(親、祖父母、ボランティアなど)が絵本についての知識と楽しさを学ぶ。子どもと絵本をつなぐ大人を育成し、より豊かな読書環境と子育て環境づくりを目的とする。	9
		公民館	クラブ連絡会育成事業③	クラブ連絡会理事会 クラブ連絡会役員会 クラブ連絡会定期総会 等	
		公民館	学級講座のクラブ化	講座終了後、有志で団体登録し、クラブとして活動する	
		人権・市民協働課	市民公益活動支援センター①	市内で活動する市民公益活動団体に対し、相談業務や情報提供、講座の実施、備品貸出、活動場所の提供などの支援を行っている。	
		人権・市民協働課(多文化共生・人権プラザ)	男女共同参画センターグループ登録	男女共同参画社会の形成に寄与する活動を行うグループを支援する	
		公民館	諸団体のチラシ・ポスター掲示	諸団体のチラシ配架・ポスター掲示	
		人権・市民協働課	南河内の集い	地域活動の活性化を目指し、南河内の3市が集い、地域の市民活動情報を共有している。	
		人権・市民協働課	元気なまちづくりモデル事業補助金②	地域住民の絆を深め、地域課題の解決及び地域の活性化に資するモデル事業に対し補助金を交付する。	
		増進型地域福祉課	民生委員等事務②	民生委員児童委員協議会・保護司会に対して、団体活動を充実させるための支援を行うことで、地域福祉の推進を図る。	
2-(2)地域活動者・団体等の持続可能な活動支援	②地域で活動する担い手の育成	増進型地域福祉課	社会福祉協議会補助事業①	小地域ネットワーク活動推進事業費補助金(校区・地区福祉委員会)	5
		高齢介護課	介護予防サポーター養成講座②	集会所等で住民が自主的・継続的に開催する地域介護予防普及教室「笑顔はつらつ教室」に向き、運動・口腔・栄養等の介護予防の知識とその方法を参加者に伝える市民による有償ボランティアを養成する。	
		高齢介護課	シルバー人材センター運営支援	高齢者の生きがいづくりにつながる就業機会の確保と適正な就業が推進されるよう支援する。	
		高齢介護課	認知症サポーターステップアップ研修	認知症サポーター養成講座を受講したことのある人のうち、認知症の人の希望を実現するために、認知症の人や家族の声を聞きながら積極的に地域で活動する人材を養成する研修。	
		生涯学習課	野外活動振興事業②	青少年に対し、集団生活を通じて生活指導並びに野外活動を行い、心身ともに健全な青少年を育成する。	
2-(2)地域活動者・団体等の持続可能な活動支援	②地域で活動する担い手の育成	生涯学習課	若者施策推進事業(こことん)	若者会議の任期が終了した委員のうち、引き続き本市のまちづくりに参加したいとの意向をお持ちの方を対象に、令和4年に若者会議OB・OG会「心はいつも富田林」(愛称:こことん)を創設した。	5

基本施策（案）	個別施策（案）	担当課	事業名	事業内容	事業数
3-(1)わかりやすく届く情報提供の充実	①情報アクセシビリティの推進	障がい福祉課	手話施策の推進	情報入手が困難になりがちな聴覚障がい者について、手話を加えた動画配信などに努め、情報を届けるための取組を推進する。	5
		図書館(共通)	①録音図書の作製(金剛図書館) ②身体障がい者ゆうメール個人貸出 ③LLブック(やさしく読める)の収集とコーナー設置 ④LLブック版の図書館利用案内作成と配布 ⑤対面朗読(中央図書館)	①ボランティア団体に依頼し、録音図書の作製・提供を行っている。録音図書は、視覚障がい者を対象に郵送貸出している。 ②身体が不自由なため図書館に来館できない方に資料を郵送にて貸出する。 ③知的障がいや自閉症、学習障がいなど通常の活字図書の利用が困難な人が理解しやすいように、図や写真を多様するなど工夫したLLブックを収集し、コーナーを金剛図書館に設置している。 ④近畿視覚障害者情報サービス研究協議会「LLブック特別研究グループ」の協力により作成した。通常の活字図書の利用が困難な方に、図書館の利用の方法を伝え、様々な情報に触れ豊かな暮らしをおくる助けとなることを目指す。 ⑤音声訳ボランティアグループに依頼し、視覚障がい者を対象に図書館施設内で希望される図書を朗読し、必要な情報を提供している。	
		人権・市民協働課	窓口ちらし翻訳業務	「市業務案内」では対応できないような緊急の情報などについて担当課からの依頼に応じて翻訳する。	
		人権・市民協働課	通訳・翻訳サポート事業	多文化共生推進事業として実施。外国人市民が、市役所、保育園、幼稚園、学校、保健センター、その他公的機関の窓口で円滑に申請や手続きが行えるよう、多言語での翻訳及び通訳者を派遣する。なお、外国人市民及び公的機関から依頼があった言語への対応については依頼者と調整を図る。	
		人権・市民協働課	やさしい日本語による情報提供	多言語や「やさしい日本語」で、緊急情報や市役所での手続きなどを掲載した「外国人市民のための生活ガイドブック」を作成し、配布している。また、行政からの情報や生活に必要な情報をFacebookページ「やさしいとんだばやし」で発信。	
3-(1)わかりやすく届く情報提供の充実	②さまざまな手法での情報発信と共有	障がい福祉課	福祉の手引き等を活用した情報提供の推進	障がい者福祉施策に関して、「福祉の手引き」等を活用し、わかりやすい情報提供を行う。	5
		広報広聴課	伝わる広報活動	毎月の広報誌発行、市ウェブサイトの管理、メール配信サービス	
		高齢介護課	認知症総合支援事業	認知症の症状や進行に合わせて受けることができる医療や介護サービスをまとめた「認知症ケアパス」の作成	
		増進型地域福祉課	民生委員等事務②	民生委員児童委員協議会・保護司会に対して、団体活動を充実させるための支援を行うことで、地域福祉の推進を図る。	
		人権・市民協働課	町総代会関係事務②	行政と町会・自治会等の連携を緊密にすることで市政の円滑な推進と福祉の増進、生活環境の向上を図る。	

基本施策（案）	個別施策（案）	担当課	事業名	事業内容	事業数
3-(2) 包括的な支援体制の構築	①身近な相談窓口の充実と横断的な連携支援	健康づくり推進課	妊婦等包括相談支援事業	妊婦及び出産した者を対象に保健師、助産師等の専門職が面談等を実施	21
		子育て応援課	ヤングケアラーに対する支援	ヤングケアラーの把握、必要に応じた各種相談窓口・適切なサービスへの繋ぎ及び支援	
		高齢介護課	地域包括支援センター業務	住み慣れた地域で高齢者の生活を総合的に支援するため、ワンストップで応じる総合相談や多職種連携のネットワークづくりを行う	
		高齢介護課	在宅介護支援センター	在宅で生活する高齢者やその家族の生活上の心配事や介護について、電話や訪問で相談に対応し、市や地域包括支援センターなどの関係機関と連携しながら必要な介護・福祉サービス等が利用できるよう支援する	
		こども政策課	地域子育て支援センター事業②	子育てに悩みを持つ保護者及び幼児の友達づくり、遊びの教室を開催したり、園庭開放や子育ての相談指導等を通じて、育児支援を行うもの。	
		こども政策課	母子自立支援プログラム策定事業(母子自立支援による相談業務)	母子・父子自立支援員が相談に応じる中で、児童扶養手当受給者の自立促進のため、プログラム策定として決め細やかで継続的な自立・就業支援を行う	
		子育て応援課	児童発達相談事業	家庭における18歳未満の児童の養育等の子育て相談、発達相談、及び児童自身の相談に応じる等児童家庭相談体制の充実を図る。	
		子育て応援課	こども・子育て応援センター事業	すべての妊婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が連携・協働して、切れ目のない一体的な相談支援機能を有する機関として「富田林市こども・子育て応援センター」を設置	
		生涯学習課	子ども・若者支援事業①	子ども若者育成支援推進法に基づく若者のひきこもり対策事業及び若者の視点を生かした若者支援事業を実施する。ひきこもり対策の充実のため、ひきこもり当事者を支援につなげるための居場所の提供や家族会の開催を行う。	
		障がい福祉課	障がい者相談支援事業	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者(児)や保護者からの生活や就労に係る相談に応じるため、相談支援の業務を委託している。	
		障がい福祉課	障がい者相談員への相談業務の委託	身体障がい者相談員(当事者)、知的障がい者相談員(保護者)を市から委託し、身近な問題について、各種相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、福祉事務所・子ども家庭センター等関係機関の業務に協力いただいている。 ※精神障がい者相談員は、大政府より委託。	
		障がい福祉課	ろうあ者福祉指導員設置事業	市とろうあ者との意思の疎通を図り、更生のための相談に応じ、必要な指導を行う指導員を障がい福祉課に配置している。	
		商工観光課	消費者相談	月～金曜日(祝日・年末年始を除く)に消費生活専門相談員による相談を実施している	
		商工観光課	労働相談事業	労働問題に関する様々な相談に応じる。社会保険労務士会に業務委託。毎月第2木曜日開催	
		人権・市民協働課(多文化共生・人権プラザ)	総合生活相談事業(人権相談)	人権侵害を受け、または受ける恐れのある市民が自らの主体的な判断により課題を解決できるように相談内容に応じた適切な助言や情報提供及び関係機関への誘導等により支援する。(匿名での面接及び電話相談可)	
		人権・市民協働課(多文化共生・人権プラザ)	総合生活相談事業(生活相談事業)	生活上の様々な課題や住民のニーズ等の発見、対応をする。相談対象者の自立支援のため専門的支援事業を検討及び関係機関との連携を図り適切な助言、指導を行う。(匿名での面接及び電話相談可)	
		増進型地域福祉課	民生委員等事務③	民生委員児童委員協議会・保護司会に対して、団体活動を充実させるための支援を行うことで、地域福祉の推進を図る。	
		増進型地域福祉課	コミュニティソーシャルワーカー設置事業②	各小学校区単位での「福祉なんでも相談窓口(校区型)」の拡充に取り組むとともに、各圏域に専門的な相談機能を有する「福祉なんでも相談窓口(圏域型)」の設置を進めている。	
		広報広聴課	市民相談事務	職員による窓口・電話相談、専門相談として弁護士・司法書士による相談の実施	
		人権・市民協働課	男女共同参画推進事務	女性のための弁護士相談の開始	
		人権・市民協働課	相談事業	人権擁護委員による人権相談「人権なんでも相談」 カウンセラーによる女性の悩み相談 女性相談員による女性のための電話相談の実施	
3-(2) 包括的な支援体制の構築	②参加支援と地域資源のコーディネート	高齢介護課	生活支援コーディネーター	日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の把握、地域活動の立ち上げ及び継続支援を行い、地域の生活支援等サービスの充実を図る。	5
		子育て応援課	地域資源開発コーディネーター(こども・子育て応援センター事業)	地域資源開発コーディネーターを配置し、地域資源の把握、発掘・養成やサービス開拓、ネットワーク化を行う。	
		増進型地域福祉課	虹いろサロンこんどう	市社協が事務局となり地域住民で組織する運営委員会が主体で活動拠点を運営し、世代を問わず地域住民同士が交流する機会や居場所を確保するとともに、利用者が担い手として活躍できる共助の取組みを活性化させる。	
		増進型地域福祉課	継続的支援事業	支援対象者のニーズに対応するため、支援関係機関や地域活動者等と連携し、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開発などのコーディネート、本人と参加の場のマッチングを行う。	
		増進型地域福祉課	コミュニティソーシャルワーカー設置事業	高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野の専門機関や市関係課の横断的な連携による包括的な相談支援体制の整備する。	

基本施策（案）	個別施策（案）	担当課	事業名	事業内容	事業数
3-(2) 包括的な支援体制の構築	③多様な主体による地域づくりの推進	健康づくり推進課	自殺対策(自殺対策連絡会議)	地域におけるネットワークを強化するための自殺対策連絡会議を年2回開催	8
		高齢介護課	生活支援体制整備事業	地域の実情に応じた高齢者の日常生活の支援及び介護予防に係る体制の整備等を推進するため、生活支援等サービス体制整備協議体を設置し、情報共有や意見交換を行う。	
		障がい福祉課	障がい者福祉事務	「障がい者雇用会議」を強化し、障がい者の雇用を促進し、障がい者自身が安心して暮らしていける地域をつくる	
		こども政策課	子育て支援ネットワーク事業②	市立保育所のうち地域の子育て支援のブロック拠点4園を中心に家庭訪問や園庭開放などの事業を展開する。また、関係機関とのネットワークを構築し、地域の子育て支援の連携を図る。	
		こども政策課	つどいの広場事業②	親子で集える場を提供し、保護者及び幼児の友達作りや子育ての相談、情報提供を行っている。また、子育て講座や年齢別の講座を定期的に実施している。	
		高齢介護課	介護予防サポーター養成講座①	集会所等で住民が自主的・継続的に開催する地域介護予防普及教室「笑顔はつらつ教室」に出向き、運動・口腔・栄養等の介護予防の知識とその方法を参加者に伝える市民による有償ボランティアを養成する。	
		増進型地域福祉課	コミュニティソーシャルワーカー設置事業	高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野の専門機関や市関係課の横断的な連携による包括的な相談支援体制の整備する。	
		こども政策課	子育て支援ネットワーク会議・ブロック会議	市内を4ブロックに分け、保育園・幼稚園・NP0・民生委員児童委員など地域で子育て支援の活動をしている機関が集まり数ヶ月おきに会議を開いて、子育てのしやすい地域づくりに取り組んでいる。また年数回、各機関の代表者が集まるネットワーク会議を開催している	
3-(3) 多様な主体によるサービス提供と専門的な人材の育成	①福祉サービスの提供主体への支援	広域福祉課	・指定障がい福祉サービス事業者等及び指定居宅サービス事業者等への運営指導 ・有料老人ホームへの立入検査	事業者に対して苦情の受付や受付後の処理体制を確認し、未整備の場合は整備を促す。	5
		障がい福祉課	事業者指導(地域生活支援事業等)	利用者が、適切で質の高い福祉サービスを安心して受けられるよう、地域生活支援事業を提供する事業者への指導・助言・情報提供等を行う。	
		こども育成課	幼稚園・保育所への指導	利用者が安心してサービスの利用ができるよう、幼稚園・保育施設等に対し指導や助言、情報提供等を行う。	
		こども育成課	保育所一般運営事務	医療的ケアが必要な児童の保育に対応する看護師の任用	
		高齢介護課	地域密着型サービスの指定・指導	地域密着型サービスの適正な運営を確保するため「富田林市地域密着型サービス運営委員会」から意見を聞きながら広域福祉課と連携し、助言・指導する。	
3-(3) 多様な主体によるサービス提供と専門的な人材の育成	②専門的な人材への支援	子育て応援課	職員の研修	児童ケア従事者の研修の充実を図るため、児童虐待への専門性を向上させるための研修や児童福祉司任用資格取得のための研修を受講する。	5
		高齢介護課	生活支援サービス従事者研修	介護の専門資格を持たない人でも訪問型サービスAの指定事業所で生活支援サービスに従事できる人材を養成し、多様な人が担い手として活躍できる体制を構築する。	
		増進型地域福祉課	専門職派遣事業	複雑・複合的な課題を抱えるケースの支援にあたって、法律・福祉の専門職団体(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会)の専門的知見に基づく情報提供や助言など、支援チームに対する相談対応や、必要に応じて同行訪問等を行う。	
		増進型地域福祉課	市民後見人養成事業②	市民後見人の養成及び受任調整、受任後の活動支援等を行い、市民後見制度を推進することにより、成年後見制度の利用促進を図る。	
		増進型地域福祉課	新任民生委員への研修	新たに民生委員・児童委員に委嘱された方を対象に、その後の活動に役立つ情報提供を行ったり、各種事務の概略など紹介する。	

基本施策（案）	個別施策（案）	担当課	事業名	事業内容	事業数
3-(4)人権尊重と権利擁護体制の充実	①人権教育・啓発の推進	公民館	人権・憲法月間行事	人権や憲法をテーマにした映画や講演会等実施	13
		こども政策課	こどもまんなか推進事業	富田林版「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや市民に「富田林市こどもの権利条例」の周知・啓発に取り組むとともに、こどもが気軽に相談できる「富田林市こどもの権利擁護委員会」の設置をする。	
		生涯学習課	人権教育推進事業	多文化共生・人権プラザでの識字教室の実施 月曜日：19:00～21:00 平均40回 木曜日：9:30～11:30 平均40回	
		障がい福祉課	障がい者週間の啓発	障がい者週間（12月3日～9日）の趣旨を広く市民に周知し、障がい者問題の理解と認識を深め障がい者の自立と社会参加を図るため、身体障害者福祉協会と協働しながら、広報等による啓発やキャンペーン時等に啓発用品の配布や、週間中の「市民劇場」での市民啓発を行う。	
		障がい福祉課	障がい理解促進事業	障がい者差別解消法における合理的配慮の提供など、障がい福祉施策に関する情報を提供し、障がい者理解を促進する。	
		教育指導室	人権教育指導事務	市の教職員に対する研修を行うとともに、市民に対する人権教育の推進を図る事業を補助する。	
		人権・市民協働課 （多文化共生・人権プラザ）	人権セミナー②	人権・多文化共生等を主題に、市民と職員が同じテーブルで学びあう等で市民と共通の課題意識を持ち、市民及び職員の人権意識の向上を目指す。	
		人権・市民協働課 （多文化共生・人権プラザ）	講座事業	各種講座事業を開催することにより、地域内外の人々との交流を促進すると共に人権意識の高揚に努める。	
		人権・市民協働課	人権啓発事業・平和のつどい	「富田林市人権行政推進基本計画」に基づき、市民的権利と市民的自由について自らが権利の主体として認識できるよう人権教育・啓発に取り組む。また、世界恒久平和の実現のため、戦争体験者から戦争の悲惨さを後世に語り継ぎ、二度と戦争を起さないよう平和への意識を育む。	
		人権・市民協働課	男女共同参画事業	「富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」及び「富田林市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた人権教育・啓発に取り組む。	
		人権・市民協働課	とんだばやし人権フェア	身近なところから人権について考え、正しい理解を持ってお互いを尊重するとともに、自尊感情を育む機会となることを目指す。また地域で活動する市民団体による情報発信及び交流の場として実施する。	
3-(4)人権尊重と権利擁護体制の充実	②虐待防止と適切な対応	高齢介護課	高齢者虐待防止の普及・啓発及びネットワークの構築	定期的に3圏域の地域包括支援センターと継続対応しているケースの支援方策の検討を行う。	7
		子育て応援課	要保護児童対策地域協議会	保健、福祉、医療、教育、警察等児童の関係機関が連携して、児童虐待の予防・発見・援助等を行う。	
		こども政策課 子育て応援課	子育て世帯訪問支援事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、家庭訪問支援員が訪問による支援を行う	
		子育て応援課	親支援事業	虐待を起こした親の回復のため、「MYTREEベアレンツ・プログラム」を実施。令和4年度より虐待予防プログラムとして子育て中の保護者を対象に「前向き子育て講座(リアルP)」を実施。	
		子育て応援課	母子生活支援施設措置事業	配偶者等の暴力から避難するために、児童とともに母子生活支援施設に入所させて保護をする。	
		障がい福祉課	市障がい者虐待防止センターの設置	①障がい福祉課内に障がい者虐待防止センターを設置し、通報・相談を受ける。 ②障がい者虐待防止法の周知を行う。	
		人権・市民協働課	相談カードの設置	女性の悩み相談の実施日連絡先などを記載した名刺サイズの相談カードを市内関係機関や市内婦人科クリニックなどに設置	
3-(4)人権尊重と権利擁護体制の充実	③包括的な権利擁護支援	高齢介護課	成年後見制度利用支援事業	高齢者の成年後見制度の申立（市長申立）に要する経費について、低所得者の負担を軽減し、利用促進を図る	5
		障がい福祉課	成年後見制度利用支援事業	障がい者の成年後見制度の申立（市長申立）や後見人等報酬に要する経費について、低所得者の負担を軽減し、利用促進を図る。	
		増進型地域福祉課	市民後見人養成事業③	市民後見人の養成及び受任調整、受任後の活動支援等を行い、市民後見制度を推進することにより、成年後見制度の利用促進を図る。	
		増進型地域福祉課	専門職派遣事業	複雑・複合的な課題を抱えるケースの支援にあたって、法律・福祉の専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）の専門的知見に基づく情報提供や助言など、支援チームに対する相談対応や、必要に応じて同行訪問等を行う。	
		増進型地域福祉課	成年後見制度利用促進協議会の運営	弁護士・司法書士・社会福祉士が参画する協議会を開催し、個別ケースの支援方針の検討も含めて、中核機関の効果的な運営や権利擁護支援体制について協議する。	

基本施策（案）	個別施策（案）	担当課	事業名	事業内容	事業数
3-(5)多様な支援ニーズへの取組みの充実	①制度の狭間の課題への対応	関係課	※重点施策2の評価に含める		6
		人権・市民協働課	犯罪被害者等支援事業	犯罪被害を受けた方やその遺族、家族へ見舞金の支給や日常生活に関するサービスの提供を実施し、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援を行う。	
		環境衛生課	福祉関係ごみ収集	ふれあい収集(ごみ収集サービス) ごみ置き場までごみを持ち出すことが困難な高齢者又は障がい者のみの世帯、あるいは、高齢者及び障がい者のみの世帯に対し、戸別の収集を行う。【平成15年7月開始】	
		増進型地域福祉課	地域福祉重層的支援体制整備事業	対象者の属性に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、複合課題や制度の狭間の支援ニーズに対応できるよう、分野横断的に包括的な支援体制を整備する。	
		高齢介護課	高齢者重層的支援体制整備事業	制度の狭間や複合課題への新たな取組み「重層的な支援体制」の構築	
		子育て応援課	ヤングケアラーに対する支援	ヤングケアラーの把握、必要に応じた各種相談窓口・適切なサービスへの繋ぎ及び支援	
3-(5)多様な支援ニーズへの取組みの充実	②生活困窮、住まい、就労、家計への包括的支援	生涯学習課	子ども・若者支援事業②	子ども若者育成支援推進法に基づく若者のひきこもり対策事業及び若者の視点を生かした若者支援事業を実施する。ひきこもり対策の充実のため、ひきこもり当事者を支援につなげるための居場所の提供や家族会の開催を行う。	7
		商工観光課	就労相談	月～金曜日(祝日・年末年始を除く)に就労困難者に対して、就労支援コーディネーターによる雇用・就労に関する相談を実施	
		増進型地域福祉課	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法に定められた必須事業(自立相談支援事業・住居確保給付金)及び自治体の任意で選択できる任意事業(一時生活支援事業・生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業・就労準備支援事業)を実施し、経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなる恐れのある方(生活保護受給中の方は除く)に対して、包括的な支援を行うことで自立促進を図る。	
		生活支援課	生活保護事業	生活保護に関する相談や各種調査、生活保護世帯への必要な保護を行う。また、就労意欲の醸成及び育成を図り、就労活動を支援することで自立した生活を営むことができるよう支援する。	
		生活支援課	被保護者就労支援事業	被保護者の就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。	
		生活支援課	被保護者就労準備支援事業	就労に向けた支援を実施するにあたり、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者に対し、課題の解消に向けた助言を行う。	
		教育指導室	児童就学援助事業 生徒就学援助事業	就学援助受給世帯で、フリースクールへ通室している児童に対し、経済的支援を実施	
3-(5)多様な支援ニーズへの取組みの充実	③子ども・子育て家庭への切れ目のない支援	児童館	親子ふれあい事業	親子がふれあい機会を提供するために親子でともに体験する講座や教室を開催。それらを通して親子や家族間などの様々な交流、子育て支援、こどもの成長促進を図ることを目指す。	12
		児童館	小・中学生育成事業	小学生の楽しく安心安全な居場所づくりと健全な育成を図り、中学生の仲間づくりや心身を育成し情操を豊かにすること目的にスポーツや学習を実施している。	
		健康づくり推進課	両親教室	妊婦とその家族を対象に、専門職による講座や沐浴実習、個別相談などを実施している。	
		健康づくり推進課	育児教室	離乳食や幼児食の講座、専門職による個別相談などを実施している。	
		健康づくり推進課	子育て相談会	就学前までの子どもをもつ家庭を対象に、専門職による個別相談を実施している。	
		増進型地域福祉課	子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を推進する。	
		こども政策課	子ども食堂の運営支援	地域における子どもの居場所として、こども食堂の安定的な運営に向け、食料費等の経費の補助や、社会福祉協議会等と連携しながら、各団体の情報交換や新規開設相談、ボランティアの育成に取り組む。	
		こども政策課 子育て応援課	子育て世帯訪問支援事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、家庭訪問支援員が訪問による支援を行う	
		こども育成課	こども誰でも通園制度事業	保育所等を利用していない0歳6カ月～3歳未満の未就園児を保育所等で定期的にお預かりする事業を試行実施	
		生涯学習課	放課後子ども教室推進事業	放課後子ども教室に変わる事業として、令和2年11月から「とんとんスタディ」を実施し、小学生の学習機会の創出や苦手意識の克服に努めている。	
		教育指導室	学校体制構築支援事業	スペシャルサポートルームに「校内教育支援員」を配置	
		子育て応援課	幼児健全発達支援事業	フォローが必要な幼児の健全な育成・発達を助長し、保護者の相談に応じ、育児不安等の解消を図る。	
3-(5)多様な支援ニーズへの取組みの充実	④再犯防止（更生支援）に向けた取組の推進	増進型地域福祉課	社会を明るくする運動補助事業	社会を明るくする運動に要する経費について、富田林地区保護司会への支援を行う。	1

基本施策（案）	個別施策（案）	担当課	事業名	事業内容	事業数
4-(1) 日常生活を支える環境づくり	①地域医療体制の整備	健康づくり推進課	二次救急医療体制整備補助事業	南河内二次医療圏における二次救急医療体制の整備	4
		健康づくり推進課	富田林病院補助事業	救急診療事業及び患者送迎バス運行事業の補助	
		健康づくり推進課	準夜初期救急医療事業補助事業	南河内二次医療圏における準夜初期救急の整備	
		健康づくり推進課	休日診療所事業	日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）の急病人に対して応急的な医療提供を行う。	
4-(1) 日常生活を支える環境づくり	②移動支援の体制構築	障がい福祉課	移動支援事業	地域生活支援事業の一環として、屋外での移動に困難のある障がい者（児）の、社会参加のための外出を支援している。	10
		障がい福祉課	重度障がい者タクシー料金補助事業	重度障がい者（児）【※福祉施設等に入所している人、外出支援サービスを受けている人を除く】に対し、タクシー料金の基本料金を補助することで、生活行動範囲の拡大、社会参加の促進を図る。	
		障がい福祉課	障がい者（児）ライフサポート推進事業	①送迎サービス：通学又は通所を支援するため、自宅と最寄り駅等の間の移送を行う。 ②宿泊支援：保護者等の病気等により緊急に預け入れが必要となった場合、宿泊の支援を行う。	
		障がい福祉課	地域生活支援事業	重度障がい者が大学等に修学するために必要な身体介護等を提供する制度の導入	
		増進型地域福祉課	福祉有償運送事業	高齢者や障がい者等、公共交通機関を利用して移動することが困難な方への移動手段として、福祉有償運送が安全に運営され、多様なニーズに応じることができるよう、サービス事業者への制度周知や活用促進を目指す。	
		高齢介護課	認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	認知症の人が事故等で他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことで等により本人や家族が損害賠償責任を負った場合に負担を軽減する保険。保険料を市が負担。	
		交通政策室	レインボーバス等運行事業	高齢者等の交通弱者の移動手段の確保等を目的に運行。近鉄バスへ運行委託し、その経費の一部を補助する事業。	
		交通政策室	交通政策検討事業	公共交通の利用者の減少や移動困難者の増加に伴い、安定した移動手段の確保が喫緊の課題であり、誰もが安心して安全に移動できる交通システムの構築を市民と連携して取り組む事業	
		交通政策室	地域公共交通活性化協議会事業	「富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会」を通じ、金剛ふるさとバスの運行にかかる経費等の一部を負担。	
		交通政策室	交通安全教室	本市内で開催される交通安全教室の開催（小学校・幼稚園・保育園・地域高齢者）	
4-(1) 日常生活を支える環境づくり	③防犯対策の充実	危機管理室	青／夕巡回／パトロール	事故や犯罪を未然に防ぐため、学童の下校時の見守り、下校後の安全、また地域における不審者等に対する、警戒を行う。	7
		危機管理室	春・秋の地域安全運動 街頭キャンペーン	各駅前（7か所）にて地域安全運動の啓発用品を乗降者に配布し「街頭犯罪や侵入窃盗の被害防止」を呼びかける（市・警察・防犯委員）。	
		危機管理室	防犯カメラ補助金	市民の安全確保を図るため、防犯カメラの設置費の一部を補助する。プライバシーに十分配慮した形で設置を促進し、犯罪抑止に寄与するとともに、地域コミュニティにおける防犯対策の充実を図る。	
		危機管理室	防犯灯補助金	市民の安全確保を図るため、防犯灯の設置費の一部を補助する。また、環境への配慮のため消費電力の少ないLED防犯灯の普及を推進する。	
		教育指導室	子ども安全見守り隊	小学校区ごとに、地域の方々により組織された見守り隊が登下校時に子どもの安全見守り活動を行う。活動の主体はボランティアによるものではあるが、学校や保護者との協働的な活動といった面もあり、子どもを見守る取組みとして地域に根付いている。	
		教育総務課	防犯ブザーの貸与	通学時の安全対策の一環として、毎年4月に市内公立小学校の新1年生へ防犯ブザーを貸与。	
		生涯学習課	こども110番運動	こども110番運動	
4-(2) 災害発生時における安心できる環境づくり	①避難行動要支援者支援の推進	増進型地域福祉課	避難行動要支援者支援対策事業	避難行動要支援者名簿の整備と地域での支援体制の確立を図る。	1
4-(2) 災害発生時における安心できる環境づくり	②地域における組織づくりの促進	危機管理室	防災フェア②	防災関係機関、災害協定団体による活動や取組の紹介、防災資機材の展示、各種体験コーナーを通じ、防災意識の高揚を図る。なお、令和4年度より、事業名称を防災訓練から防災フェアに改めた。	3
		危機管理室	防災対策事務	地域防災訓練の実施にかかる支援や避難所運営マニュアルの改定、防災リーダー養成講座・ジュニア防災リーダー養成講座を継続実施。	
		危機管理室	自主防災組織設置育成事業	「自らの地域は自ら守る」の精神をもって組織する自主防災組織の結成に対し、地域の防災活動に必要な資機材の整備を行う。	